

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第11条の3第2項
処 分 の 概 要 : 年少射撃資格の認定の取消し
原権者 (委任先) : 山口県公安委員会
法 令 の 定 め : <ul style="list-style-type: none">・ 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13 (年少射撃資格の認定)・ 銃砲刀剣類所持等取締法第11条の3第2項
処 分 基 準 : <p>年少射撃資格者による当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に避難されるべき点等が認められる場合に、認定を取り消すものとする。</p>
問 い 合 わ せ 先 : 山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課 (係)
備 考 :